

1 東日本大震災

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 これまでの主な動き

2 復旧・復興の現状

- 2-1 避難者・仮設住宅の状況
- 2-2 災害廃棄物（がれき）処理の状況
- 2-3 主なインフラの復旧状況
- 2-4 主な公共サービス等の復旧状況
- 2-5 産業の復興状況
- 2-6 被災3県の雇用の状況（平成24年1月）
- 2-7 福島県の状況（県民の避難の状況、県内の産業の状況）

3 復興関連諸制度・政策

- 3-1 復興庁の体制
- 3-2 関連立法
- 3-3 平成23年度補正予算（1次～3次）における復興経費
- 3-4 復興特区制度とその認定・申請状況
- 3-5 復興交付金及びその交付可能額
- 3-6 復興施策に関する国の事業計画及び工程表
- 3-7 被災地域における復興計画の策定状況
- 3-8 東日本大震災事業者支援機構
- 3-9 福島復興に向けた取組
(基金・予備費等、関連法律)

平成24年3月19日



復興庁

Reconstruction Agency

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等(3月12日現在 出典:警察庁)

(1)人的被害
 ア 死者 15,854名
 イ 行方不明 3,155名
 ウ 負傷者 26,992名

(2)建築物被害
 ア 全壊 129,225戸
 イ 半壊 254,205戸
 ウ 一部破損 691,766戸

※ 未確認情報を含む。

※ 4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震、
 4月11日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、
 4月12日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、
 5月 2日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、
 7月25日に発生した福島県沖を震源とする地震、
 7月31日に発生した福島県沖を震源とする地震、
 8月12日に発生した福島県沖を震源とする地震、
 8月19日に発生した福島県沖を震源とする地震
 9月10日に発生した茨城県北部を震源とする地震、
 10月10日に発生した福島県沖を震源とする地震、
 11月20日に発生した茨城県北部を震源とする地震、
 平成24年2月19日に発生した茨城県北部を震源とする地震、
 及び3月1日に発生した茨城県沖を震源とする地震
 の被害を含む。

1-2 これまでの主な動き

【平成23年】

3月11日 東日本大震災発災

- ・緊急災害対策本部発足

→ 応急対策を開始。

自衛隊等による救出総数2万7千人

3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置

(※事務局は20日に発足)

- ・物資調達、避難所支援等を本格化。

5月2日 東日本大震災財特法成立

第1次補正予算成立(4兆153億円)

- ・仮設住宅、ガレキ処理、復旧事業、災害関連融資等

6月24日 復興基本法施行

- ・基本理念、国と自治体の責務、復興財源の確保(復興債・償還の道筋)、復興特区、復興対策本部、復興庁

6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出

(※議長：五百旗頭真(防衛大学校長、神戸大学名誉教授))

6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催

7月25日 第2次補正予算成立(1兆9988億円)

- ・原子力損害賠償、二重債務問題対策等

7月29日 「復興基本方針」策定

- ・復興期間、事業規模、復興財源、復興特区、復興交付金、施策の方向性

8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催

11月21日 第3次補正予算成立(11兆7335億円)

- ・復興交付金、除染、全国防災、立地補助金、産業復興等

11月30日 復興財源確保法成立

12月7日 復興特別区域法成立

12月9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

2月10日 復興庁開庁

2-1 避難者・仮設住宅の状況①

- 避難者数は約34万人、うち避難所にいる者は約570人。
- 仮設住宅は約53,000戸を完成。

(1) 避難者等の減少

	発災3日目 ^(*1) (平成23年3月14日)	現時点 ^(*2) (平成24年3月8日)
全体	約47万人	344,290人
うち避難所にいる者の数		568人

*1 緊急災害対策本部資料

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計。

*2 復興対策本部調べ

全国の避難所(公民館・学校等)、旅館・ホテル、その他(親族・知人宅等)、住宅等(公営・仮設・民間・病院含む)にいる者の合計。

(2) 仮設住宅等の状況

	入居戸数	提供可能戸数 (仮設住宅については完成戸数)	備考
公営住宅等 ^(*3)	18,688戸	63,594戸	全国計 提供戸数内訳 岩手県内: 1,392戸 宮城県内: 1,736戸 福島県内: 2,190戸 その他: 13,370戸
民間住宅 ^(*4)	68,209戸	—	全国計 うち 岩手県: 3,762戸 宮城県: 26,050戸 福島県: 25,280戸 その他: 13,117戸
仮設住宅	48,804戸 ^(*4)	52,620戸 ^(*5)	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県・長野県・栃木県 必要戸数 : 53,316戸 着工確定戸数 : 53,077戸 (うち着工済み戸数: 53,077戸)

*3 復興対策本部調べ(3月5日現在)

*4 厚生労働省調べ(3月12日現在)

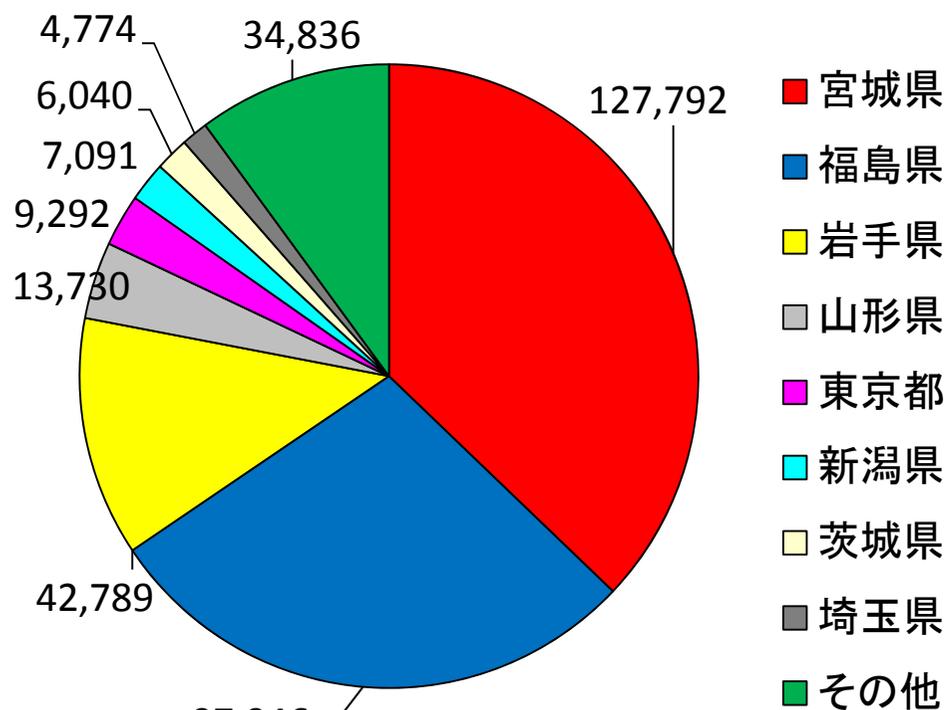
*5 国土交通省調べ (3月12日現在)

2-1 避難者・仮設住宅の状況②

(3) 避難者等の数（都道府県別）

全国47都道府県、1200以上の市町村にまたがって、約34万人が避難。

〔避難者等の数：344,290人
避難先：47都道府県 1,221市区町村〕



うち、県外に避難等している者は、
岩手県から約 1,600人
宮城県から約 8,500人
福島県から約62,800人

(4) 避難者等の数（施設別）

避難者等のほぼ全てが仮設住宅等に
移転済。

施設別	避難者等の数 (人)
避難所 (公民館、学校等)	568
旅館・ホテル	86
その他 (親族・知人宅等)	17,590
住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	326,046
計	344,290

出典 東日本大震災復興対策本部事務局調べ
(平成24年3月8日現在)

2-2 災害廃棄物（がれき）処理の状況

【3月12日現在】		がれき推計量(千t)		仮置場への搬入状況			処理・処分状況	
県	市町村		うち家屋等解体によるがれき推計量(解体済のものを含む)	搬入済量(千t)	搬入率(%)		処理・処分量計(千t)	処理・処分割合(%)
					(解体により生じるものを除く)	(解体により生じるものを含む)		
岩手県	洋野町	15	3	15	100%	100%	6	44.4%
	久慈市	96	20	96	100%	100%	18	18.5%
	野田村	140	10	140	100%	100%	7	5.3%
	普代村	19	2	19	100%	100%	7	34.8%
	田野畑村	86	20	86	100%	100%	4	4.7%
	岩泉町	42	5	42	100%	100%	0	0.0%
	宮古市	715	140	645	100%	90%	22	3.1%
	山田町	399	40	395	100%	99%	21	5.4%
	大槌町	709	40	691	100%	98%	2	0.4%
	釜石市	762	400	381	100%	50%	16	2.0%
	大船渡市	756	130	701	100%	93%	233	30.8%
	陸前高田市	1,016	90	934	100%	92%	86	8.5%
岩手県計	4,755	900	4,145	100%	87%	423	8.9%	
宮城県	気仙沼市	1,367	330	1,349	100%	99%	25	1.9%
	南三陸町	560	260	322	100%	58%	10	1.9%
	女川町	444	251	276	100%	62%	144	32.5%
	石巻市	6,163	4,700	2,947	100%	48%	464	7.5%
	東松島市	1,657	1,300	1,157	100%	70%	9	0.5%
	利府町	15	10	15	100%	99%	8	53.3%
	松島町	43	27	41	100%	96%	28	64.7%
	塩釜市	251	100	247	100%	98%	0	0.0%
	七ヶ浜町	333	50	258	90%	77%	35	10.4%
	多賀城市	550	401	344	100%	62%	23	4.3%
	仙台市	1,352	450	1,315	100%	97%	134	9.9%
	名取市	636	50	633	100%	99%	67	10.6%
	岩沼市	520	90	515	100%	99%	0	0.1%
	亘理町	1,267	10	1,262	100%	100%	12	1.0%
	山元町	533	340	524	100%	98%	0	0.0%
宮城県計	15,691	8,369	11,205	99%	69%	961	6.1%	
福島県	新地町	94	5	89	99%	95%	19	20.5%
	相馬市	254	23	243	100%	96%	16	6.4%
	南相馬市	640	30	487	80%	76%	3	0.5%
	浪江町	147	—	—	—	—	—	—
	双葉町	60	—	—	—	—	—	—
	大熊町	37	—	—	—	—	—	—
	富岡町	49	—	—	—	—	—	—
	楢葉町	58	—	—	—	—	—	—
	広野町	43	25	18	100%	41%	3	6.0%
	いわき市	700	550	487	100%	70%	83	11.9%
	福島県計	2,082	633	1,324	65%	64%	125	6.0%
合計	22,528	9,902	16,674	96%	72%	1,508	6.7%	

2-3 主なインフラの復旧状況

○ 主なライフラインについては、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除き、ほぼ復旧。

項目(最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率
電気 (停電最大戸数(東北3県):約258万戸(3/11時点))	停電:約11.2万戸	約96% (停電役11.2万戸は、家主不在等による送電保留家屋・家屋流出地域・原発警戒区域等で、復旧作業困難。	道路(直轄国道) (国道4号、国道45号、国道6号の総開通距離数1,119km)	100% (原発警戒区域42.6kmを除く。	100%
都市ガス (供給停止最大戸数(東北3県):約42万戸(3/11時点))	未供給:約6万戸	約86% (未供給約6万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。	鉄道(在来幹線) (常磐線、東北線等の総開通距離数1011.9km)	約99% (東北線等は100%復旧、常磐線は87%復旧。・原発警戒区域等内の区間66.8km除く。	約99%
LPガス (供給停止最大戸数(東北3県):約166万戸(3/11時点))	未供給:約8万戸	約95% (未供給約8万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。	港湾 (八戸港～鹿島港の地方港湾を含む21港の公共岸壁373バース(水深4.5m以深))	約73% (全ての港湾で、一部の岸壁が利用可能。・利用可能施設の大部分で復旧工事が必要。・施設の利用に当たって、吃水制限や上載荷重制限のある施設もあり。	約73%
水道 (これまでに断水した戸数(全国):約166万戸(3/11時点))	断水:約4.5万戸	約98% (断水約4.5万戸は、ほぼ全て家屋等流出地域。原発警戒区域等は除く。	河川堤防(直轄管理区間) (9水系直轄河川2,115箇所)	約82% (本復旧未了:389箇所(うち388箇所で応急復旧完了)・1,726箇所で本復旧完了。・1箇所を除き応急復旧完了。	約82%

注) 高速道路・空港・海岸堤防については100%復旧。

2-4 主な公共サービス等の復旧状況

○ 通信・郵便・病院・学校など主な公共サービス等は、概ね復旧している。

項目(最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率	項目(最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率
通信(NTT固定電話) サービス停止交換局の回線数(東北・関東地方): 約100万回線(震災当初)	サービス停止: 約1.0万回線	約99%	病院(入院受入) 入院の受入制限または受入不可を行った病院数(東北3県): 全体の約50%相当の191(被災直後)	入院受入制限または不可: 37	約81%
通信(携帯電話) サービス停止基地局数(東北・関東地方、携帯電話4社): 約14,800基地局(震災当初)	停波基地局数: 242基地局	約98%	学校 ・公立学校(幼・小・中・高・中等・特別)の休校数3,925(震災当初)		約100%
郵便局 営業停止局(東北・関東地方): 全局53%相当の583(3/14時点) 約53%(3/20時点)	営業停止: 66局	約89%	銀行 閉鎖店舗(東北6県及び茨城県): 全営業店12%相当の315(3/17時点)。	閉鎖: 47店舗	約85%
郵便配達 配達停止エリア(東北3県): 全エリア15%相当の44(3/14時点) 約53%(3/20時点)	配達停止: 9エリア	約80%	ガソリンスタンド 営業停止(東北3県): 主要元売系列SS47%相当の866(3/20時点)	営業停止: 約130SS	約85%

2-5 産業の復興状況 ①

○ 被災地域の鉱工業指数は、9割強まで回復。事業所ベースでも生産額に改善が見られる。

(1) 産業の復興

経済産業省発表の「震災に係る地域別鉱工業指数」によると、平成24年1月分の指数は被災地域が92.4(被災前:96.9)となり、被災地域以外は95.7(被災前:97.9)となった。

経済産業省発表の「津波浸水地域に所在する鉱工業事業所(59事業所)の生産額試算値」によると、平成24年1月分の試算値は前年同月比▲60%となり、昨年5月の前年同月比▲99%から徐々に生産額に改善がみられる。

(平成17年=100、季節調整済)

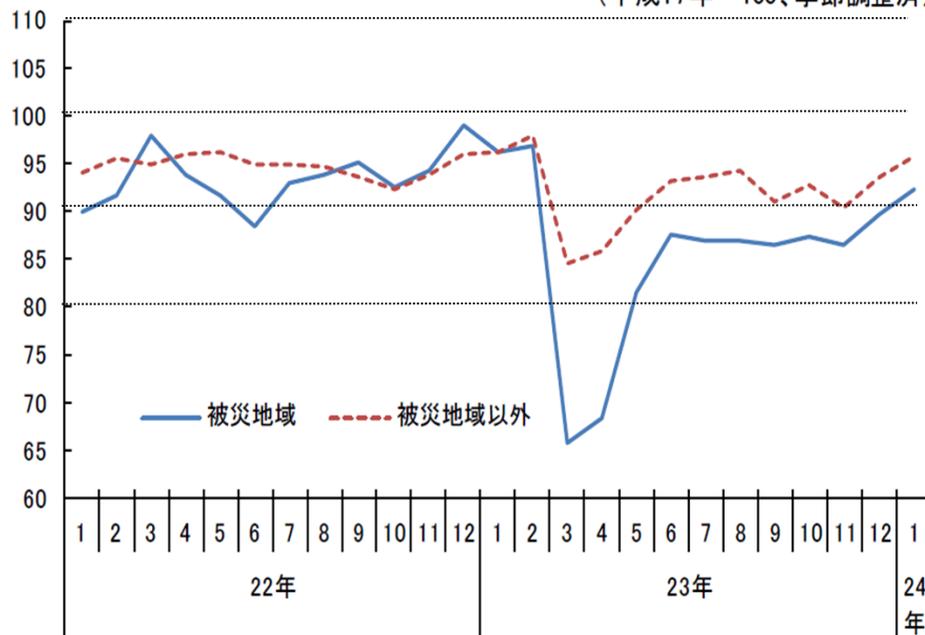
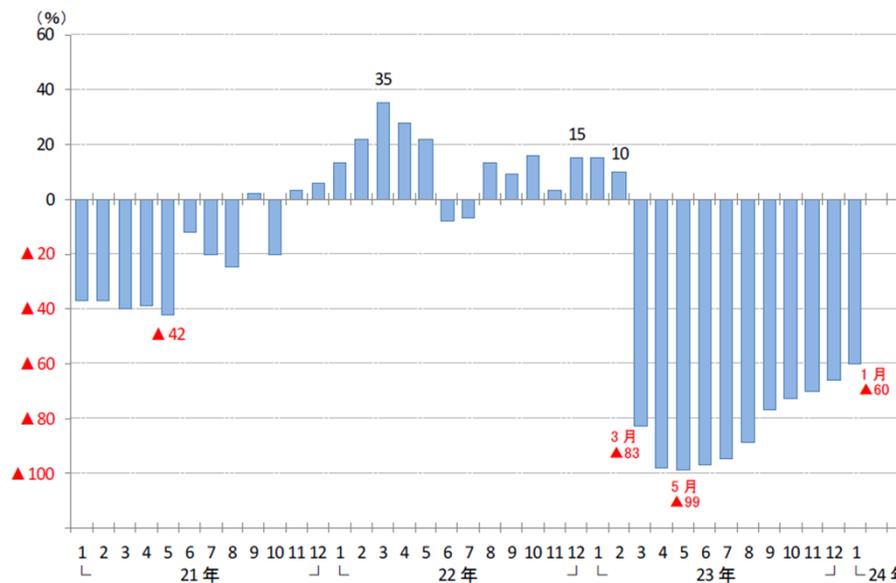


図. 津波浸水地域に所在する鉱工業事業所(59事業所)の生産額試算値(前年同月比)



資料: 経済産業省「経済産業省生産動態統計調査」を用いた特別集計結果

注: 本試算指数は、「東日本大震災(長野県北部地震を含む)」にて、災害救助法の適用を受けた市区町村(東京都の帰宅困難者対応を除く)を「被災地域」とし、適用を受けていない地域を「被災地域以外」として、指数の基礎データである「経済産業省生産動態統計調査」の事業所所在地別に2区分ごとに集計して指数計算したもの。

鉱工業生産指数(全国)のウエイト、基準数量を分割し、季節指数は全国のものを両地域とも使用している。

詳細は、「産業活動分析(平成23年4~6月期)」

(<http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/report/bunseki/index.html>)を参照されたい。

- 「津波浸水地域」は、国土地理院が平成23年4月18日に公表した「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県との6県の沿岸部62市町村のうち津波浸水被害のあった561Km²。
- 「津波浸水地域に所在する事業所」とは、津波浸水地域内に事務所が存在する事業所。なお、岸壁等敷地の一部のみ浸水のあった事業所は含まれない。
- 対象となった59事業所には、繊維工業品、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品、化学工業製品、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、鉱物を生産する事業所が含まれる。なお、沿岸部での産業集積が高い水産加工食品の製造事業所等は含まれていない。

2-5 産業の復興状況 ②

○ 農業・水産業・観光業も改善が見られるが、本格的な復興が今後の課題。

(2) 農業・水産業

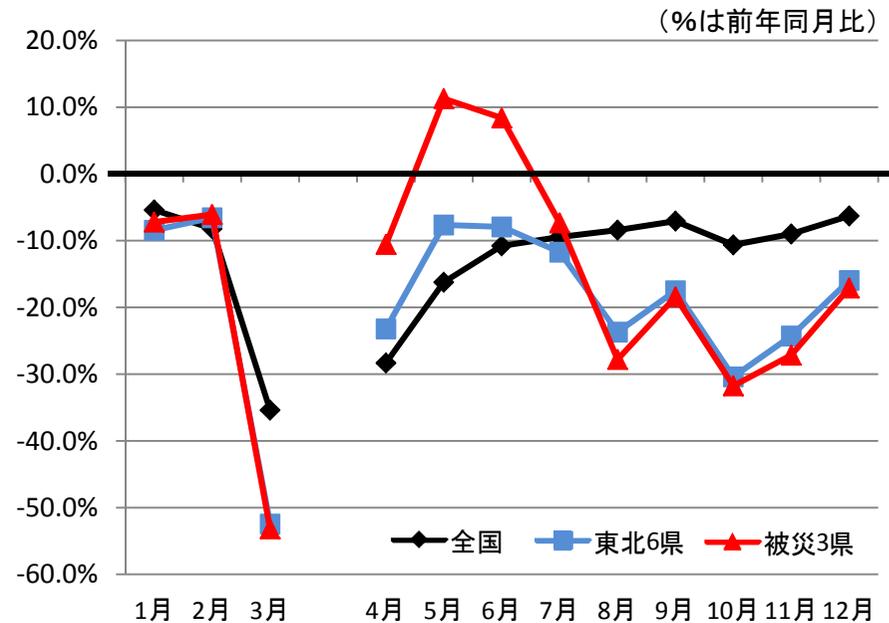
項目 (最大被害)	(復旧済み) / (最大被害)	復旧率
農地 被害のあった青森県から千葉県までの6県の津波被災農地: 21,480ha	除塩完了又は着工済み: 約7,820ha ^{注1} 未了	約36% ・おおむね3年間で復旧し、平成26年度までに約9割の農地で営農再開を目指す
農業経営体 津波被害のあった農業経営体(東北・関東地方5県: 福島県を除く。): 約6,690経営体(震災当初)	経営を再開: 約1,750経営体 未再開: 約4,940経営体	約26% ・経営を再開した約1,750経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(7/11時点) ※平成24年3月11日を基準日とし、福島県も対象に加え、4月を目途に取りまとめ
漁港 被害のあった北海道から千葉県までの7道県の漁港: 319漁港	水産物の陸揚げが一部でも可能: 310漁港 未了: 9漁港	約97% ・応急工事による航路・泊地のがれき撤去が必要な232漁港全てについて、23年12月までにかれき撤去が完了
水揚げ 注2、3 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げ数量(前年同月比)	前年同月比: 約71%(数量ベース)	約71% ・金額ベースでは、前年同月比約66% ・今後、漁業・養殖業の再開に伴い、順次水揚げが回復する見込み
水産加工施設 被災3県で被害があった水産加工施設: 831施設	417施設が業務再開	約50% ・被災3県の水産加工施設について、23年度末までに操業再開を希望する施設の概ね5割の復旧を目標。

注1: 自力復旧で対応可能な農地約1,610haを含む。
 注2: 久慈(岩手)、宮古(岩手)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩釜(宮城)、小名浜(福島)における24年1月の水揚げ数量の前年同月比を示したもの。
 注3: 小名浜での水揚げは県外で漁獲されたもの。(福島県沖については、現在、全ての海面漁業・養殖業で操業を自粛。)

(3) 観光業

■ 観光客中心の施設※(延べ宿泊者数(人泊))

観光客中心の施設でみると12月でも東北6県では対前年同月比-16.0%、東北3県では-17.1%であり、観光需要はまだ回復には至っていないと推測される。



※【観光客中心の施設】とは、宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

【参考】

なお、ビジネス客中心の施設(宿泊者のうち観光目的の宿泊者が全体の50%未満であると回答した施設)においては、震災直後から東北6県・被災3県でいずれも前年同月比プラスで推移している。

2-6 被災3県の雇用の状況（平成24年1月）



○ 被災3県の雇用情勢は、依然として厳しい状況。

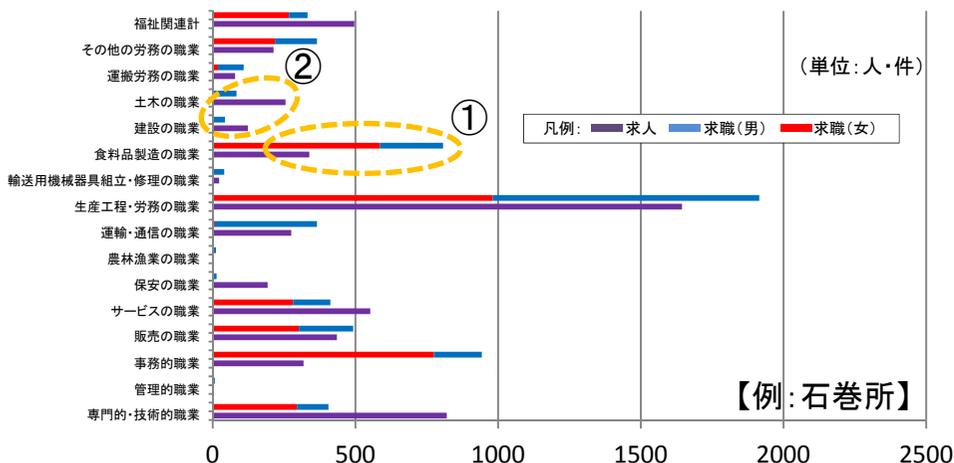
- ① 就職は進んでいるものの、ミスマッチ等の問題が発生。
- ② 男性に比べて女性の雇用の状況が厳しい。
- ③ 失業給付を終了した者が1月中旬以降発生（うち半数以上が求職活動を継続）。

■ 求職・求人の動向

- ・ 依然として有効求職者数が有効求人数を上回り厳しい。
有効求人数：約11万1千件、有効求職者数：約14万3千人
- ・ 労働力の需給の状況は改善
新規求職者数：減少傾向（約2万9千人、前月比7.1%減）
新規求人数：依然高水準（約4万6千件、前月比4.3%増）

■ 就職件数の動向

- ・ 就職は進んでいる。
就職件数：4月～1月で12万人以上が就職
- ・ 課題＝ミスマッチ等
 - ① 地元主要産業では女性の求職希望に対し求人不足。
 - ② 建設業求人が増えているが、未経験者が就職困難。



■ 男女別の雇用の動向

- ・ 男性に比べて女性の雇用の状況が厳しい。

被災3県	有効求職者数		就職件数	
	男	女	男	女
人数・件数	59,630人	69,531人	4,773件	5,304件
前年同月比	0.3%減	13.6%増	33.7%増	22.4%増

■ 雇用保険に関する動向

- ・ 被災3県の雇用保険の受給者は大幅増。
雇用保険受給者実人員：62,528件（前年同月の約2倍）
- ・ 男性に比べて女性の増加率が高い。
- ・ 1月中旬から失業給付が終了した者が発生。

被災3県で2月17日までに支給終了した者：3,032人

うち就職（又は内定） 850人 求職活動中 1848人
職業訓練受講中 35人 （いずれも支給終了時点）

注) 個別延長給付等を含む数値		1月	前年同月比
被災3県計	男	25,736人	72.4%増
	女	36,792人	133.6%増(約2.3倍)
	計	62,528人	103.8%増(約2倍)

2-7 福島県の状況① (県民の避難の状況)

避難指示区域からの避難者数 約11.3万人

- ・警戒区域 約7.7万人
- ・計画的避難区域 約 1万人
- ・旧緊急時避難準備区域 約2.6万人

福島県全体の避難者数 約16.1万人

(避難指示区域からの避難者も含む)

(1) 福島県内への避難者数※ 約9.8万人

(2) 福島県外への避難者数 約6.3万人

- 山形県 約1.3万人
- 東京都 約 8千人
- 新潟県 約 7千人
- 埼玉県 約 5千人
- 茨城県 約 4千人
- 千葉県 約 3千人
- 栃木県 約 3千人
- 神奈川県 約 3千人
- 宮城県 約 2千人
- 群馬県 約 2千人 等



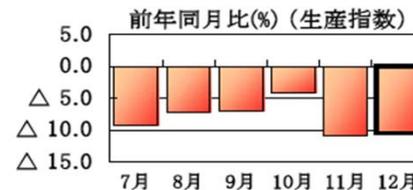
出典: 福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第542報)」(平成24年3月14日(水))
 福島県発表「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況 (東日本大震災)」(平成24年3月13日(火))
 ※ 親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない
 福島県発表「福島県から県外への避難状況」(平成24年3月5日(月))

2-7 福島県の状況② (県内の産業の状況)

福島県の経済動向

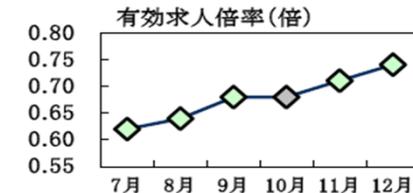
1. 生産活動～低水準ながら、持ち直しの動きがみられる

(鉱工業生産指数: 12月)
 鉱工業生産指数は84.6(原指数、速報値)、対前年同月比10.6%減となり、10か月連続で前年を下回っている。



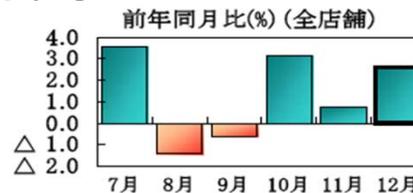
2. 雇用・労働～一部に改善の動きがみられるものの、引き続き悪化が懸念される状況にある

(有効求人倍率: 12月)
 有効求人倍率は0.74倍(季節調整値)、前月より0.03ポイント上昇している。



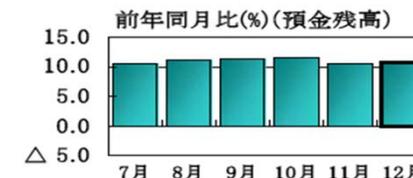
3. 個人消費～持ち直しの動きがみられる

(大型小売店販売額: 12月)
 全店舗ベースで総額235億円、対前年同月比2.6%(既存店前年同月比5.3%増)となり、3か月連続で前年を上回っている。



4. 企業・金融～企業倒産は震災により増加が懸念される状況にある。金融預金残高、貸出残高ともに、前年を上回っている。

(金融機関預金残高: 12月)
 預金残高は7兆3,741億円、対前年同月比10.3%増となり、平成19年3月以降、前年を上回る動きが続いている。



(出典:『最近の県経済動向』(福島県))

福島県における中小企業支援状況

1. 中小企業等グループ補助金

(12/27 第3次認定時点)

製造業をはじめ、水産加工業、商店街、運送業、観光業など、多様な業種を支援。これまで福島県全体で58グループを認定。

2. 特定地域中小企業特別資金 (3/12時点)

①福島県内の移転先での事業継続・再開向け
 融資実行件数:433件、融資実行金額:93.1億円

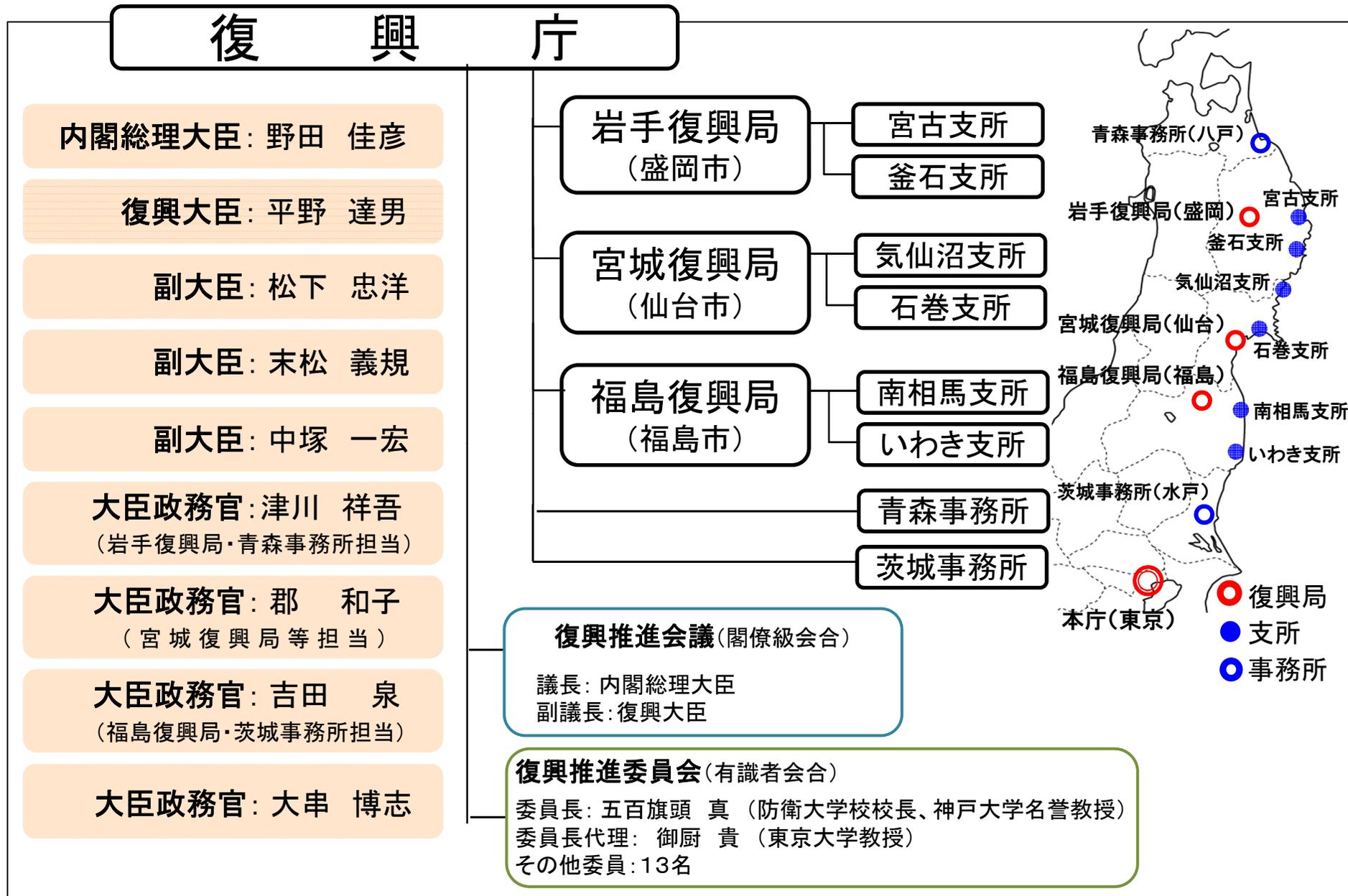
②解除区域等での事業継続・再開向け
 融資実行件数:70件、融資実行金額:38.0億円

3. 仮設工場・店舗の整備 (3/9時点)

避難指示区域からの避難先である、いわき市、福島市、二本松市、三春町等に建設

・福島県全体で30カ所が竣工

3-1 復興庁の体制



3-2 関連立法

1. 被災者支援

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年4月27日法律第29号)
- ・地方税法の一部を改正する法律(平成23年4月27日法律第30号)
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)
- ・東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年6月8日法律第64号)
- ・東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律(平成23年6月15日法律第68号)
- ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律(平成23年6月21日法律第69号)

【※当該法律の特例期間については、平成23年11月30日をもって終了している。】

2. 復旧事業・まちづくり

- ・東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成23年4月29日法律第33号)
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月18日公布法律第99号)
- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律(平成23年4月29日法律第34号)
- ・東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年5月2日法律第43号)
- ・津波対策の推進に関する法律(平成23年6月24日法律第77号)

3. 事業再生

- ・東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成23年6月29日法律第80号)
- ・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律(平成23年8月3日法律第89号)
- ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年11月28日法律第113号)

4. 自治体等支援

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)【再掲】
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年5月2日法律第41号)
- ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律(平成23年8月30日法律第102号)
- ・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年12月2日法律第116号)
- ・東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年2月15日法律第1号)

5. 原子力災害

- ・原子力損害賠償支援機構法(平成23年8月10日法律第94号)
- ・平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成23年8月5日法律第91号)
- ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年8月12日法律第98号)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成23年5月2日法律第40号)
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成23年8月12日法律第96号)

6. 復興施策

- ・東日本大震災復興基本法(平成23年6月24日法律第76号)
- ・東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月14日法律第122号)
- ・復興庁設置法(平成23年12月16日法律第125号)

7. その他(財源確保、選挙の特例など)

- ・東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成23年5月2日法律第43号)
- ・平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律(平成23年7月29日法律第88号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律(平成23年3月31日法律第11号)
- ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年12月22日法律第117号)
- ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年12月2日法律第118号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成23年3月22日法律第2号)
- ・平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成23年5月27日法律第55号)
- ・東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律(平成23年5月2日法律第44号)

3-4 復興特区制度とその申請・認定状況①

(1) 復興特区制度の概要

- 地方公共団体が作成する復興特区に係る計画に基づき、規制・手続の特例、税・財政・金融上の特例、土地利用再編の特例を活用。
- 地域の提案に基づき「国と地方の協議会」の協議等を経て、新たな特例等を追加・拡充。

特例措置

規制・手続等の特例

- ・公営住宅の入居基準の緩和
- ・農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー施設等の整備の開発許可特例 等

税制上の特例

- ・特別償却・税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- ・新規立地新設企業を5年間無税 等

財政・金融上の特例

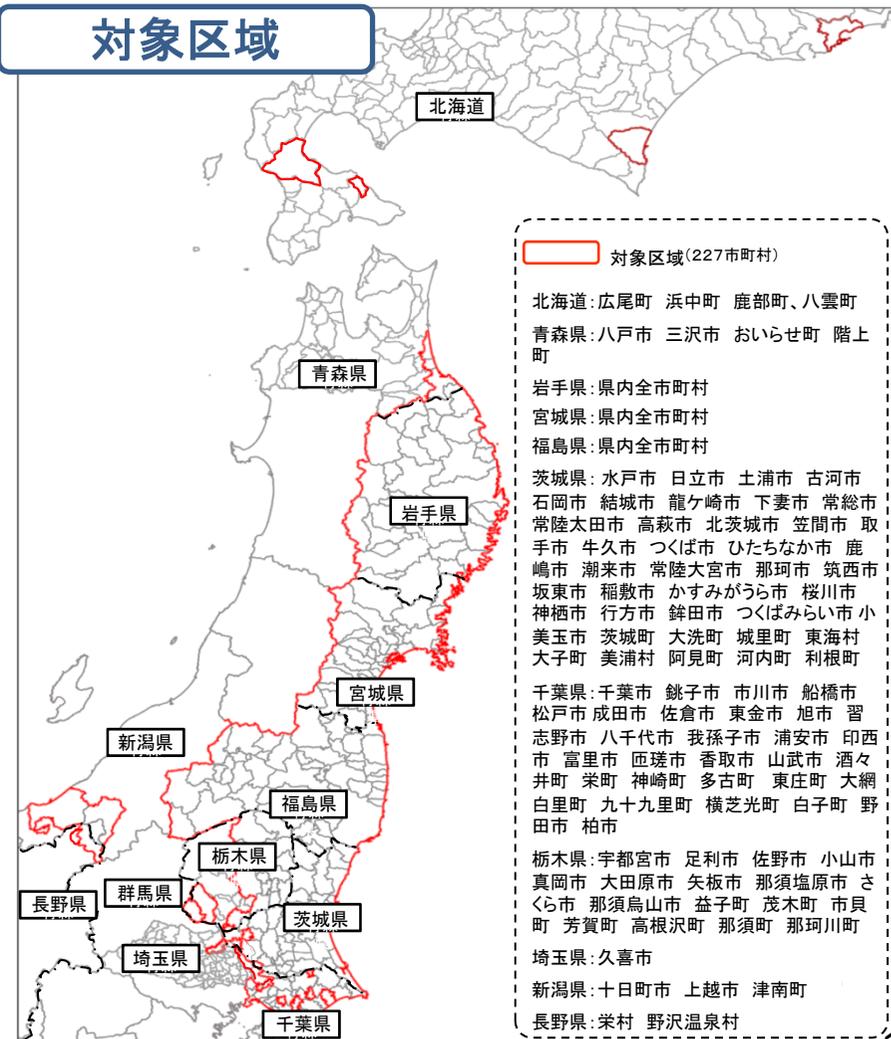
- ・復興交付金
- ・利子補給金

土地利用再編の特例

- ・既存の土地利用計画(都市、農地、森林等)の枠組みを超えて迅速な土地利用再編を行う特別措置
- ・津波避難建物の容積率緩和 等

国と地方の協議会を通じて特例措置を追加・充実

対象区域



3-4 復興特区制度とその申請・認定状況②

(2) 復興推進計画の認定状況

(平成24年3月19日現在)

地域	認定日	申請日	申請主体	取組の概要	特例内容
青森	3月2日	1月31日	青森県・4市町	税制上の特例措置及び工場立地法の特例を活用し、エレクトロニクス、食品等に関する各種産業の集積を通じた生業づくりを目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】低炭素型ものづくり産業、次世代型ライフ分野(医療・健康・福祉)関連産業、エレクトロニクス等先端技術産業、環境・エネルギー関連産業、食品関連産業、情報サービス関連産業、小売業 【対象区域】青森県・4市町(三沢市、八戸市、階上町、おいらせ町) ●工場立地法に基づく緑地規制の特例 【対象区域】八戸市、階上町、おいらせ町
岩手	2月9日	1月31日	岩手県	医療関係法令の特例を活用し、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法施行規則等の特例(保健、医療及び福祉サービスの提供体制の再構築を目指す計画) ・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 【対象区域】県内全市町村 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の特例 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例 【対象区域】沿岸12市町村
宮城	2月9日	1月27日	宮城県・34市町村 (七ヶ宿町を除く全て)	税制上の特例措置を活用し、ものづくり産業の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】ものづくり産業(自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業)
	3月2日	2月15日	仙台市	税制上の特例措置を活用し、農業関連産業等の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】農業及び農業関連産業、エネルギー関連産業、研究開発関連産業 【対象区域】仙台市東部地区の農業振興地域
福島	3月16日	2月29日	福島県	医療機器製造販売業に係る規制の特例を活用し、医療機器関連産業等の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●薬事法施行規則の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 【対象区域】県内全市町村
茨城	3月9日	2月27日	茨城県・13市町村	税制上の特例措置を活用し、自動車をはじめとする各種業種の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】これからの日本を支える次世代型産業(環境・新エネルギー分野)、自動車・建設機械関連産業、基礎素材(関連)産業、電気・機械関連産業、食品関連産業、水産関連産業、木材関連産業、運輸・物流関連産業、観光関連産業、地域特性を活かした商業(小売業)・サービス業等に関連する業種 【対象区域】沿岸9市町村及び内陸4市町

※上記以外に、復興推進計画の提出に向けて準備中の地方公共団体あり

3-4 復興特区制度とその申請・認定状況③



(3) 復興推進計画の申請状況①

(平成24年3月19日現在)

地域	申請日	申請主体	取組の概要	特例内容
岩手	2月6日	岩手県	税制上の特例措置、医療機器製造販売業に係る規制の特例を活用し、水産加工などの製造業や医療機器関連産業等の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】食産業・水産加工業、観光関連産業、木材関連産業、自動車関連産業、半導体関連産業、医療機器関連産業 ●薬事法施行規則の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 【対象区域】県内全市町村
宮城	2月21日	塩竈市	税制及び金融上の特例措置を活用し水族館を中心とした観光関連産業の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】水運業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、娯楽業、その他教育・学習支援業 ●金融上の特例(利子補給金の支給)
	3月5日	石巻市	税制上の特例措置を活用し、市中心部への商業、観光関連産業、医歯薬・福祉・介護業、ICT関連産業等の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●税制上の特例(国税、地方税) ・産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】商業(小売業、卸売業、サービス業)、観光関連産業(飲食店業、宿泊業等)、医歯薬・福祉・介護業、ICT関連産業等 【対象区域】JR石巻駅付近から旧北上川沿い・中瀬地区にかけた市中心部 ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例(国税)
	3月5日	石巻市	農地法の特例を活用し、乾燥調製貯蔵施設の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●農地法の特例 乾燥調製貯蔵施設の整備

※上記以外に、復興推進計画の提出に向けて準備中の地方公共団体あり

3-4 復興特区制度とその申請・認定状況④

(3) 復興推進計画の申請状況②

(平成24年3月19日現在)

地域	申請日	申請主体	取組の概要	特例内容
宮城	3月16日	宮城県	医療関係法令の特例を活用し、保健・医療・福祉サービスの向上を目指すとともに、医療機器製造販売業に係る規制の特例を活用し、医療機器関連産業等の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法施行規則等の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 【対象区域】 県内全市町村 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例 【対象区域】 仙台市、石巻市等沿岸15市町 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の特例 【対象区域】 石巻市等沿岸14市町 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の特例 【対象区域】 石巻市等沿岸14市町 ・薬局等構造設備規則の特例 【対象区域】 石巻市等沿岸14市町及び登米市、大郷町、美里町 ●薬事法施行規則の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 【対象区域】 県内全市町村
	3月16日	宮城県・30市町	復興産業集積区域における工場立地に係る緑地面積比率等規制の特例を活用し、工場の復旧・誘致を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●工場立地法に基づく緑地規制の特例 【対象区域】 県内30市町
福島	2月29日	福島県・59市町村	税制上の特例措置を活用し、輸送用機械、半導体、医療・福祉機器関連産業等の計7産業の集積を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ●産業集積関係の税制上の特例(国税、地方税) 【設定された業種】輸送用機械関連産業、半導体関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、地域資源活用型産業

※上記以外に、復興推進計画の提出に向けて準備中の地方公共団体あり

3-5 復興交付金とその交付可能額①

(1) 復興交付金の概要

○ 東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損失等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する事業に対し、「東日本大震災復興交付金」を交付。
【平成23年度第3次補正予算:1兆5,612億円 平成24年度政府予算案:2,868億円】

基幹事業

・被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化(5省40事業→右表参照)。

効果促進事業等(関連事業)

・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

地方負担の軽減

- ・①及び②により地方の負担は全て国が手当て
- ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・事業間流用や基金の設置、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地高上げ、排水対策等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路)
18	道路事業(高台移転に伴う道路整備(区画整理))
19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低廉事業【新規】
23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	住宅・建築物安全ストック形成事業(げけ地近接等危険住宅移転事業)
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
31	津波復興拠点整備事業【新規】
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

3-5 復興交付金とその交付可能額②

(2) 復興交付金の交付可能額通知（3月2日（第1回））

① 県別の交付可能額（県別、単位は億円）

第1回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	合計
交付可能額	事業費	18.3	957.2	1,436.2	603.3	28.2	8.1	1.8	3,053.2
	国費	15.7	797.6	1,161.5	505.1	21.9	6.1	1.4	2,509.4

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

② 主な事業

- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（21市町村、約258億円）
- ・ 防災集団移転促進事業（早期事業着手が見込まれるもの（事業費込）、12市町村、54地区、約5,200戸、約437億円）
（注）24年度第1四半期までに事業着手するもの。事業完了は早い地区で25年度を予定
- ・ 防災集団移転促進事業（その他（調査費）、15市町村、約79億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業（32市町村、約1,356億円）
（注）上記のうち24年度までに着工、25年度完成を予定するもの約5,500戸
- ・ 農地整備事業（16市町村、約52.8億円）
- ・ 都市防災総合推進事業（調査費等、39市町村、約30.0億円）
- ・ 市街地液状化対策事業（調査費、6市町村、約7.9億円）
- ・ 造成宅地滑動崩落対策事業（12市町村、約324.7億円）

3-6 復興施策に関する国の事業計画及び工程表①



- 公共インフラ、学校施設等に関する国の復興施策について事業計画と工程表等を取りまとめて公表。
(平成23年11月29日更新)
 - ①公共インフラ全体版:対象事業毎に作成。
 - ②公共インフラ地域版:具体的な復旧・復興の姿がわかりやすく見られるよう市町村もしくは路線、施設単位で作成。
 - ③公共インフラ以外の復興施策の取組状況を作成。
- 今後も、節目節目において、事業内容、復興施策の具体化などの見直しを行い、取りまとめの上、公表し、市町村における復興への取り組みを支援。

■作成内容

○事業計画

対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方や目標を記載。

○工程表

ア. 上記の事業計画に即して、対象事業ごとに復旧・復興の目標をバーチャートで表示。

イ. 対象期間は、早急に予算措置の検討が必要なH25年度末までの3ヶ年を中心。

■公共インフラの対象事業

海岸、河川、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・大型定置網、復興住宅(災害公営住宅)、復興まちづくり(防災集団移転・区画整理等、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

3-7 被災地域における復興計画の策定状況

- 国交省職員を中心として国の職員が各市町村に出向き、市町村の復興計画策定を技術的に支援。
- 全体(43市町村)において、年度内に復興計画、復興ビジョンを策定予定。

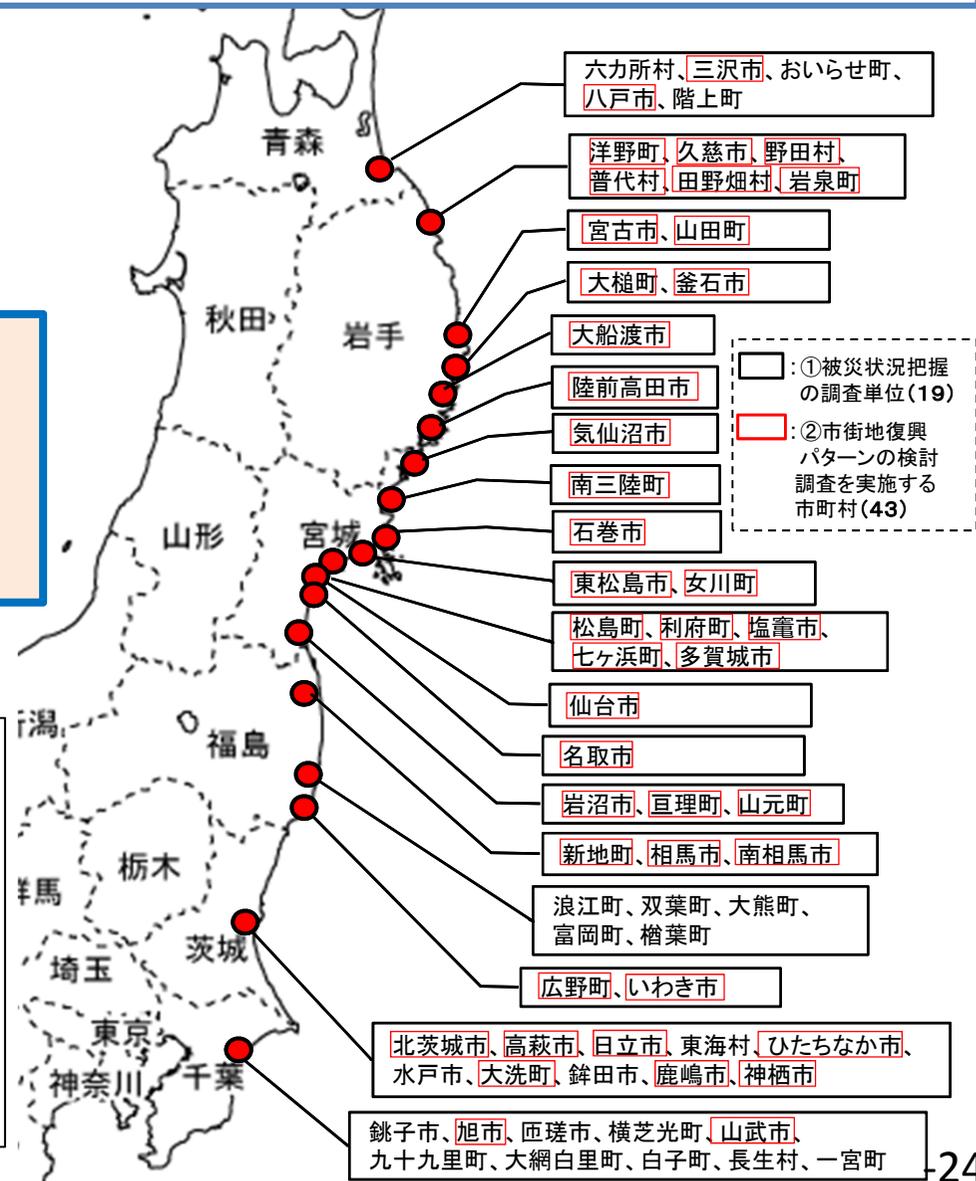
■復興計画等策定状況

- 平成24年2月末時点で38市町村が復興計画等を策定済み。

平成23年4～6月	: 0市町村
7～9月	: 12市町村
10～12月	: 23市町村
平成24年1～3月	: 8市町村

平成24年2月29日時点(国土交通省作成)

- ・ 復興計画策定後は、個別事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等)の事業計画策定、事業実施が課題。
- ・ 国としても、まちづくりの専門職員派遣を始めとする市町村のマンパワーに対する支援、復興交付金に係る支援を行う。



3-8 東日本大震災事業者再生支援機構

○ 東日本大震災によって被災した事業者の二重債務問題に関し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的として平成24年3月5日より業務を開始。

【対象事業者】

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの

※被災地域は、①被害が甚大な地域：227市町村、②原発事故に関する農林水産物（茶、牛肉、しいたけ等）の出荷制限に係る地域：58市町村、合計で14都道府県285市町村。

※小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を含む。大企業、第三セクター等は対象外。

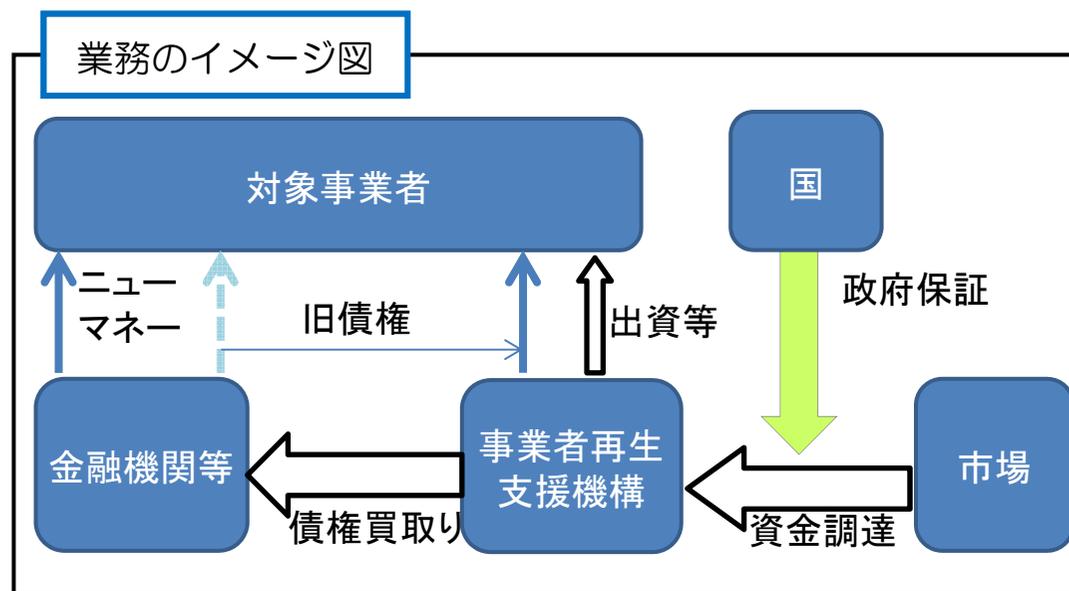
※再生支援を申し込む際には、①事業再生計画（事業の再生のおおよその見通しで足りる）、②支援決定後に債権者等が貸付等を行う約束を証する書面、を添付。

【機構の業務】

- ・ 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等
- ・ 対象事業者に対する資金の貸付け（つなぎ融資等に限る。）、債務保証、出資、専門家の派遣及び助言等
- ・ 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分（支払猶予・利子の減免、劣後債権化、債務の株式化、債務免除等）
- ・ 支援申込み前の事業者に対しても必要な助言

【支援期間等】

- ・ 支援決定は機構の成立の日から5年以内に行う（1年延長可）
- ・ 支援期間は支援決定の日から15年



3-9 福島復興に向けた取組①（基金・予備費等）

（1）産業振興・雇用

- 福島県原子力災害等復興基金の創設(3,840億円程度)[23年度2次・3次補正]
 - ・国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生(文科・厚労・経産省) 690億円
 - ・産業復興企業立地補助(経産省) 1,700億円
 - ・緊急雇用創出事業基金(厚労省) 800億円 など
- 既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応(1,500億円程度)[23年度3次補正]
 - ・再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備(経産省) 1,000億円の内数 など
- ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、仮設工場・店舗の整備(経産省) 550億円[24年度当初案] など
- ◎農林水産関係復旧・復興対策(農水省) 1,557億円の内数[24年度当初案]
- ◎求職者支援制度による支援(厚労省) 277億円[24年度当初案] など

（2）インフラ整備

- ◎東日本大震災復興交付金(復興庁) 1兆8,479億円[23年度3次補正・24年度当初案]
- ◎公共事業等(復興庁への一括計上分) 4,881億円[24年度当初案]

（3）除染・健康管理等

- 福島原子力被災者・子ども健康管理基金の創設(健康管理事業・除染)(内閣府)962億円[23年度2次補正]
- ◎除染の緊急実施(内閣府) 2,179億円[予備費]
- ◎除染等の実施(環境省) 2,459億円[23年度3次補正]
- ◎原子力災害復興関係(復興庁への一括計上分) 4,569億円[24年度当初案]
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(環境省) 3,721億円 など
- 福島県原子力被害応急対策基金(内閣府) 404億円[予備費]
- 福島避難解除等区域生活環境整備事業(復興庁) 42億円[24年度当初案]

(※◎についての事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。)

3-9 福島復興に向けた取組②（関連法律）

（1）損害賠償

○原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月10日法律第94号）

… 東京電力福島原子力発電所の事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、③電力の安全供給の3つを確保するため、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講ずるもの。

○平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年8月5日法律第91号）

… 東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故による被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもの。

（2）除染

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）

… 東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とするもの。

（3）避難住民支援

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）

… 東日本大震災における原発事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとするもの。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年5月2日法律第40号）

… 東日本大震災における原発事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、併せて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じるもの。